

札幌医科大学学則

平成19年4月1日 規程第50号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 教授会（第6条）
- 第3章 学科目及び講座（第7条）
- 第4章 修業年限及び在学期間（第8条・第9条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第10条・第11条）
- 第6章 教育課程及び履修方法等（第12条～第16条）
- 第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍（第17条～第26条）
- 第8章 卒業（第27条・第28条）
- 第9章 検定料、入学料及び授業料（第29条～第35条）
- 第10章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生（第36条）
- 第11章 研究生（第37条）
- 第12章 公開講座（第38条）
- 第13章 賞罰（第39条・第40条）
- 第14章 寄宿舍（第41条）
- 第15章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌医科大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 大学は、学部ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。

2 前項の教育研究上の目的は別表1のとおりとする。

(学部、学科及び学生定員)

第2条 大学に、医学部及び保健医療学部を置く。

2 前項の各学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
医 学 部	医 学 科	102名	612名
保健医療学部	看 護 学 科	50名	200名
	理 学 療 法 学 科	20名	80名
	作 業 療 法 学 科	20名	80名
	計	90名	360名

(医療人育成センター)

第2条の2 大学に医療人育成センターを置く。

2 医療人育成センターについては、別に定める。

(大学院)

第3条 大学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(専攻科)

第3条の2 大学に専攻科を置く。

2 専攻科については、別に定める。

(附属施設)

第4条 大学に、附属施設として、病院、総合情報センター及び産学・地域連携センターを置く。

2 医学部に、附属施設として、フロンティア医学研究所を置く。

(職員)

第5条 大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員を置く。

第2章 教授会

(教授会)

第6条 学部及び医療人育成センターに教授会を置く。

- 2 教授会は、学部又は医療人育成センターの教授をもって組織する。ただし、学部長及び医療人育成センター長は、教授会の議を経て、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 学部の教授会は、学部の次の事項を審議する。
 - (1) 教育課程に関すること。
 - (2) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍及び卒業に関すること。
 - (3) 学生の賞罰に関すること。
 - (4) 委託生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関すること。
 - (5) 教員の人事に関すること。
 - (6) 学科目及び講座の担当又は分担に関すること。
 - (7) 学部規程等の制定改廃に関すること。
 - (8) 学部長の諮問したこと。
 - (9) その他学部の運営に関し必要なこと。
- 4 学部の教授会は、前項で定める事項の審議に当たって、別に定めるところにより医療人育成センターの教員を構成員に加えることができる。
- 5 学部の教授会は、第3項に定める審議事項の一部を他の機関に審議させ、当該他の機関の議決をもって学部の教授会の議決とすることができる。
- 6 医療人育成センターの教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 入学者選抜に関すること。
 - (2) 教育課程に関すること。
 - (3) 医療人育成センターの教員の人事に関すること。
 - (4) 学科目の担当又は分担に関すること。
 - (5) 医療人育成センター規程等の制定改廃に関すること（教員の人事に関するものに限る。）。
 - (6) 医療人育成センター長の諮問したこと。
 - (7) その他医療人育成センターの運営に関し必要なこと。
- 7 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学科目及び講座

(学科目及び講座)

第7条 大学の学部及び学科に置く学科目及び講座は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 医療人育成センターに置く学科目は、別表第4のとおりとする。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第8条 大学の修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医学部 6年

(2) 保健医療学部 4年

(在学期間)

第9条 大学の在学期間は、医学部にあっては12年、保健医療学部にあつては8年を超えることができない。ただし、医学部については、別に定める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

2 再入学又は他の大学から転入学した者の入学前における大学又は他の大学の在学期間は、入学後の在学期間に通算するものとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 教育上の必要がある場合は、前項の規定によらず、学事を行うことができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 夏季休業

(3) 冬季休業

- (4) 春季休業
 - (5) その他、学長が定める臨時の休業日
- 2 休業日は、定期試験等の期間を含め、1年間の授業期間が35週を下回らないように定める。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め又は休業日を変更することができる。
- 4 学長は、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法)

第12条 各学部の教育課程及び履修方法は、別に定める。

(授業方法)

- 第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、医学部医学科及び保健医療学部各学科において、60単位を超えないものとする。

(大学以外における学修)

第13条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(既修得単位等の認定)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、新たに大学の第1学年に入学した学生が、入学前に本学、他の大学、短期大学又は高等専門学校において修得した単位（大学及び短期大学において科目等履修生として履修した授業科目で修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、大学において修得したものと

して認定することができる。

- 2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学に入学する前に行った文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(単位の授与及び授業科目修了の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

- 2 前項の試験その他の審査は、所定の期間、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

- 3 教育課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学習の評価)

第16条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格とする。

- 2 前条の成績その他による審査の方法及び前項の評価基準は、別に定める。

第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第17条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第18条 大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するもの

を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第56条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学許可）

第19条 学長は、大学において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経た者に入学を許可する。

（転入学及び編入学）

第20条 転入学又は編入学を志願する者があるときは、学生に欠員があり、かつ、教授上差し支えない場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の志願に当たっては、大学に、志願する者が所属する大学長の許可書を提出するものとする。

（退学及び再入学）

第21条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を、認定の上、相当の学年に入学させることができる。

（休学）

第22条 病気その他の理由により3月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

（休学期間）

第23条 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学する特別の理由が

ある場合には、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、相当の学年に復学することができる。

(転学)

第25条 他の大学へ転学しようとする者は、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、教授会及び教育研究評議会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第9条第1項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第23条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業

(卒業証書及び学士)

第27条 学長は、大学の教育課程を修了した者については、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書及び学位記を授与する。

2 前項の学位は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる学位とする。

- (1) 医学部を卒業した者 学士(医学)
- (2) 保健医療学部看護学科を卒業した者 学士(看護学)
- (3) 保健医療学部理学療法学科を卒業した者 学士(理学療法学)
- (4) 保健医療学部作業療法学科を卒業した者 学士(作業療法学)

(学位規程)

第28条 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第29条 大学に入学する学生の検定料、入学料及び授業料の額については、別に定める。

(検定料及び入学料の徴収)

第30条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際に、それぞれ徴収する。

(授業料の納入期限等)

第31条 授業料は、第10条第2項に規定する学期ごとに納入するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を納入期限とする。

2 前項の納入期限を過ぎてから入学した学生の入学の日の属する期分の授業料は、入学許可後20日以内に納めなければならない。

3 前2項の納入期限が、民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前2項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納入期限とみなす。

(休学の場合の授業料)

第32条 前期又は後期の全期間を通じて休学した学生の当該期分の授業料は免除する。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第33条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日(停学の場合にあっては、停学となった日の前日及び停学の解除された日)の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第34条 既に納入した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、検定料については、次の各号のいずれかに該当した場合は、納入した者の申出により、学長が別に定める額を還付するものとする。

(1) 第1段階選抜の結果、不合格となった場合

- (2) 大学入試センター試験の受験科目が不足しているため、出願資格がないことが判明した場合
- (3) 入学検定料を納入したが、入学志願書を提出しなかった又は出願が受理されなかった場合
- (4) 入学検定料を誤って二重に納付した場合
(授業料の減免及び分納)

第35条 学費の支弁が極めて困難な事情にある学生の授業料は、学長が減免し、又は第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、分納させることができる。

- 2 授業料の減免及び分納は、期ごとに行うものとする。
- 3 授業料の減免及び分納の基準並びにその手続については、別に定める。

第10章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生)

第36条 大学に、教授上余力がある場合には、選考の上、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

- 2 委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料の額は、別に定める。
- 3 委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料の納入期限は、別に定める。
- 4 科目等履修生の検定料及び入学料の額については、別に定める。
- 5 第31条第2項及び第3項並びに第34条本文の規定は、委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料について準用する。
- 6 外国人留学生の検定料、入学料及び授業料については、第9章の規定を準用する。
- 7 前6項のほか、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生

(研究生)

第37条 大学に、教授研究上支障のない場合には、選考の上、研究生を入学させることができる。

- 2 研究生の検定料、入学料及び攻究料については、別に定める。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第38条 公開講座は、必要と認めた場合に開設することができる。

第13章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、教授会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒処分等)

第40条 学長は、この規程その他大学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

2 懲戒処分は、戒告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に限り行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3 学部長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し謹慎処分をすることができる。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第41条 大学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍については、別に定める。

第15章 雑則

(細則)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに廃止前の札幌医科大学学則（平成5年3月31日医大総第1274号）又は同学則に基づく規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程又はこの学則に基づく規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日規程第217号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第219号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成20年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成20年度	105名	605名
平成21年度	105名	610名
平成22年度	105名	615名
平成23年度	105名	620名
平成24年度	105名	625名
平成25年度	105名	630名
平成26年度	105名	630名
平成27年度	105名	630名
平成28年度	105名	630名
平成29年度	105名	630名
平成30年度	100名	625名
平成31年度	100名	620名
平成32年度	100名	615名
平成33年度	100名	610名

平成34年度	100名	605名
--------	------	------

附 則（平成20年10月1日規程第33号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規程第74号）

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	108名	613名
平成22年度	108名	621名
平成23年度	108名	629名
平成24年度	108名	637名
平成25年度	108名	645名
平成26年度	108名	648名
平成27年度	108名	648名
平成28年度	108名	648名
平成29年度	108名	648名
平成30年度	100名	640名
平成31年度	100名	632名
平成32年度	100名	624名
平成33年度	100名	616名
平成34年度	100名	608名

附 則（平成21年4月1日規程第75号）

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	110名	615名
平成22年度	110名	625名

平成23年度	110名	635名
平成24年度	110名	645名
平成25年度	110名	655名
平成26年度	110名	660名
平成27年度	110名	660名
平成28年度	110名	660名
平成29年度	110名	660名
平成30年度	102名	652名
平成31年度	102名	644名
平成32年度	102名	636名
平成33年度	102名	628名
平成34年度	102名	620名

附 則（平成22年4月1日規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第82号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日規程第59号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規程第65号）

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規程第8号）

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第30号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日規程第55号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月20日規程第67号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規程第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規程第18号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日規程第60号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日規程第64号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成30年度から平成36年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成30年度	110名	660名
平成31年度	110名	660名
平成32年度	102名	652名
平成33年度	102名	644名
平成34年度	102名	636名
平成35年度	102名	628名
平成36年度	102名	620名

附 則（平成30年3月30日規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規程第8号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規程第12号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日規程第22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日規程第22号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和2年度から令和8年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和2年度	110名	660名
令和3年度	110名	660名
令和4年度	102名	652名
令和5年度	102名	644名
令和6年度	102名	636名
令和7年度	102名	628名
令和8年度	102名	620名

附 則（令和元年10月25日日規程第27号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年8月20日規程第62号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日規程第59号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和4年度	110名	660名
令和5年度	102名	652名
令和6年度	102名	644名
令和7年度	102名	636名
令和8年度	102名	628名
令和9年度	102名	620名

附 則（令和 3 年11月12日規程第60号）

この規程は、令和 3 年12月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条の 2 関係）

教育研究上の目的

医学部
医学部は、変化し多様化する地域及び国際社会の要請に応えるとともに、医学と医療の進歩及び向上に貢献することのできる人間性豊かな医師並びに医学研究者を育成することを目的とする。
保健医療学部
保健医療学部は、創造性と倫理性に富む豊かな人間性を基盤に、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実と社会の発展に貢献する実践力を備えた看護師、理学療法士、作業療法士及び学問分野の進展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

別表第 2（第 7 条関係）

医学部医学科学科目及び講座

1 学科目
(1) 基礎医学部門
先端医療知財学 遺伝医学
(2) 臨床医学部門
産科周産期科学 医療薬学 病理診断学
放射線診断学 病院管理学 集中治療医学 呼吸器外科学
血液内科学 免疫・リウマチ内科学 医療統計・データ管理学
2 講座
(1) 基礎医学部門
解剖学第一 解剖学第二 細胞生理学 神経科学 医化学 分子生物学
病理学第一 病理学第二 微生物学 薬理学 衛生学 公衆衛生学
法医学
(2) 臨床医学部門
消化器内科学 循環器・腎臓・代謝内分泌内科学
呼吸器・アレルギー内科学 腫瘍内科学 神経内科学

消化器・総合、乳腺・内分泌外科学 心臓血管外科学 整形外科学
脳神経外科学 産婦人科学 小児科学 眼科学 皮膚科学 泌尿器科学
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 神経精神医学 放射線医学 麻酔科学
総合診療医学 感染制御・臨床検査医学 救急医学 口腔外科学
リハビリテーション医学 形成外科学

別表第3（第7条関係）

保健医療学部学科目及び講座

1 講座

(1) 看護学科

看護学第一 看護学第二 看護学第三

(2) 理学療法学科

理学療法学第一 理学療法学第二

(3) 作業療法学科

作業療法学第一 作業療法学第二

別表第4（第7条関係）

医療人育成センター学科目

1 学科目（教養教育科目）

(1) 人文・社会科学系

哲学・倫理学 心理学 法学・社会学 英語 運動科学

(2) 自然科学系

物理学 化学 生物学 数学・情報科学